

2020 年 4 月 6 日

評議員 理事・監事
 航空部部長・監督・認定指導員・主将
 訓練所長
 地区法人代表 各 位

公益財団法人 日本学生航空連盟
 専務理事 吉田 正克
 (印章略)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学連訓練所の基本的対応について

新型コロナウイルス感染症の特に都市部における拡大が継続し、不要・不急の外出自粛が求められております。4月新年度に入り新入部員の勧誘等気になるところですが、一義的には社会的な要請に従うこととなります。学連訓練所を利用したグライダー活動については、密室、密集、密接を避けて下記を基本対応とするように願います。尚、社会人団体におかれましても今般基本的対応を準用願います。

記

1. 訓練所利用の条件等について

| 訓練所利用の段階 | 訓練所利用の条件 |
|----------|--|
| 訓練所閉鎖 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症が訓練所内で発症した場合 ・政府、自治体が緊急事態宣言を発した場合（内容を精査して決定） |
| 日帰り利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・訓練所閉鎖以外は基本的に日帰り活動を以下の条件で受け入れる。 自治体・地元の理解を得ていること。 大学・高校側が活動を認めていること。 施設内の塩素消毒を徹底すること。 学生・指導員に入所時 37 度以上の発熱がないこと。 石鹸での手指の手洗い、うがいを徹底すること。 機体監視など最低人員の宿泊は十分スペースをとること。 |
| 無条件の利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・当面無条件の受け入れは難しいと思いますが、今後の動きの中で大多数の学校が課外活動を再開し、政府や自治体からの外出自粛要請が無くなった段階で無条件での受け入れを再開する。 (学校側の判断で活動を自粛しているところを除く) |

以上